

令和5(2023)年 No.1278

10月15日

広報 いせはら

Public Relations Paper

# ISEHARA

人口と世帯

10月1日現在  
( )は前月比

●人口 101,446(-68)

●世帯数 47,056(-6)

※令和2年国勢調査(確報値)を基にした推計人口

●発行部数 / 38,700部

## 空き家の管理は適切に

世代交代や居住者の転居などで空き家となった建物が、管理不全のまま放置されると、老朽化した瓦や外壁が飛散したり、敷地の草木が伸びて隣地や道路にはみ出したりするなど、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。空き家の所有者・管理者に対しては「空家等対策の推進に関する特別措置法」で、適切な管理に努めるよう責務が規定されています。



### 皆さんの意識で空き家問題は解決します

次のことに気を付けましょう。

#### 空き家になる前に

◆日ごろから住民同士で気軽に相談し合える関係づくりに努めましょう

◆将来の管理方法などを家族で話し合っておきましょう。県居住支援協議会が作成した、「空き家にしない『わが家』の終活ノート」を参考にしてください。市ホームページ「くらしのガイド」→「住宅・空き家」からご覧になれます



#### 空き家になってしまったら

◆建物の点検や草木の管理を定期的に行いましょう

◆周囲に悪影響を及ぼしている場合は早急に対処しましょう

☎建築住宅課 ☎94-4782

#### 「空き家相談窓口」のご利用を

県や市町村、不動産関係団体などが連携して設立した、県居住支援協議会では、空き家の管理や活用など所有者のさまざまな悩みに対し、相談を受けています。

#### 相談内容

◆空き家にしないための対策

◆管理・活用方法

◆賃貸・売買方法

☎県居住支援協議会 ☎045-664-6901

#### 自分で管理できないときは…

市では空き家の適切な管理を促進するため、市シルバー人材センターと協定を結んでいます。お困りの場合はご相談ください。

#### 主な業務内容

◆家屋や敷地の現状確認

◆敷地内の除草や植木などのせん定(3m以上の高木を除く)

☎シルバー人材センター ☎92-8801



## 農作物を盗むことは犯罪です

市内ではダイコンやタマネギ、ナスなどの野菜、ナシやブドウ、カキなどの果樹、カーネーションやバラなどの花といった多種多様な農作物が生産されています。

近年はこうした農作物が盗まれるケースが多発し、農業経営に大きな損失が生じています。生産者が丹精込めて育成した物を盗むことは、迷惑行為といった問題ではなく、紛れもない犯罪です。

不審な人物や行動を目撃した場合は、110番通報するか、伊勢原警察署(☎94-0110)にご連絡ください。

☎農業振興課 ☎94-4648

## Vitalityいせはらウォークに参加しよう

1週間ごとの目標を達成すると、コーヒーやドリンクチケットなどの特典が受けられます。健康づくりのきっかけに、お気軽にお申し込みください。参加するにはアプリをスマートフォンでダウンロードする必要があります。

とき 11月13日(月)~12月10日(日)

対象 市内在住の人100人(申込順)

申込み 右のQRコードからお申し込みください

締切り 10月24日(火)

☎住友生命町田支社 ☎042-726-4314

(平日午前9時~午後5時)

☎スポーツ課 ☎94-4628



市ホームページ

## 教育委員に桑原公美子氏を任命 教育長職務代理者に渡辺正美氏を指名

菅原順子教育委員(教育長職務代理者)の任期満了に伴い、市長は市議会9月定例会で同意を得て、10月1日付けで桑原公美子氏を教育委員に任命しました。任期は令和9年9月30日までの4年間です。

また、教育長は教育長職務代理者に渡辺正美氏を指名しました。

☎教育総務課 ☎74-5104



桑原 公美子  
教育委員



渡辺 正美  
教育長職務代理者

## 児童コミュニティクラブの 入所申請を受け付けます

児童コミュニティクラブは、放課後に子どもたちが生活指導を受けながら過ごす場所です。令和6年2~4月の入所申請を受け付けます。

現在利用中で継続を希望する児童も申請が必要です。詳しくは各クラブで配布する案内をご確認ください。

**対象** 仕事や長期療養、介護などで放課後に保護者の育成を受けられない児童(小学校1~6年生)

**活動日時** 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)の放課後~午後6時30分(土曜日と春・夏・冬休みは午前8時~) ※午後7時までの延長あり(要申込、別料金)

#### 費用

◇育成負担金=月4500(5500)円

◇おやつ・教材費=月3000(3500)円

◇延長料金=月500円

※( )内は土曜日も利用する場合

**申し込み** 市役所1階の担当で配布する申請書に記入し、必要書類を添えて直接担当にお申し込みください

※申請書は市ホームページ「こんなときは」→「入園・入学」からも入手できます

**受付期間** 12月1日(金)~15日(金)

◇2日(土)、日曜日を除く。9日(土)は午前中のみ受け付け。郵送の場合は12月8日(金)必着

**受付場所** 市役所1階の担当

小学校区	活動場所
桜台	桜台小学校
比々多	比々多小学校
	比々多保育園
緑台	緑台小学校
竹園	竹園小学校
伊勢原	伊勢原小学校
	板戸児童館
高部屋	高部屋小学校
大田	大田小学校
成瀬	成瀬小学校
石田	石田小学校
大山	大山小学校

## 支援員・補助員(会計年度任用職員)を募集します

児童コミュニティクラブで遊びや生活の指導を行う支援員(有資格)・補助員(資格不要)を募集します。雇用開始時期は応相談

**勤務日** 週3~5日(シフト制)

**勤務場所** 市内の児童コミュニティクラブ(伊勢原・比々多・成瀬・石田小学校区を除く)

**勤務時間** 次の時間帯のうち4~6時間

◇学校登校日=放課後~午後7時

◇土曜日、学校長期休業期間=午前8時~午後7時

**賃金** 時給1119円以上

**応募方法** 市ホームページ「職員採用」から申込書を入力し必要事項を記入の上、直接担当にお申し込みください

**選考方法** 書類審査と面接



☎子ども育成課 ☎94-4641





## 高齢者の交通事故が増えています

歩行中だけでなく、自動車や自転車の運転による事故も多く発生しています。一人一人が交通ルールやマナーを守り、事故の防止に努めましょう。

### 道路を横断するとき

- ◆遠回りでも横断歩道を渡る
- ◆やむを得ず横断歩道がない場所を渡る時は、周りをよく見てから渡る

### 自転車も車の仲間です

- ◆一時停止の標識がある場所では、必ず止まる
- ◆ヘルメットを着用し、暗くなった



- らライトを点灯する
- ◆自転車損害賠償保険に加入する
- ◆安全運転講習を受けるなど、身体機能の変化などを認識して、ゆとりのある運転を実践する

- ◆70歳以上の人は、車の前後に「高齢者マーク」をつける
- ◆夜間や体調が悪いときは、できるだけ運転を控える

- ◆70歳以上の人は、車の前後に「高齢者マーク」をつける

- ◆夜間や体調が悪いときは、できるだけ運転を控える

### 夜に外出するとき

- ◆反射材をつける、明るい服装を選ぶなど、自分の存在を車に知らせる

☎市民協働課 ☎94-4715

# 匠の技

## 伊勢原の職人に迫る

伊勢原市商工会の協力により、商工業に携わる職人の皆さんを紹介する連載企画です。匠の技をお持ちの皆さんの仕事に対する熱意や思いを、作業の様子とともにお届けします。

### 第2回 相原 大祐さん 大津屋きゃらぶき本舗

大山618 ☎95-2704



相原 大祐さん

### 経歴

昭和57年12月生まれ(40歳)。民間企業で数年働いた後に、代々続いている大津屋の6代目として働き始める。5代目である父に教わりながら、きゃらぶき作りをはじめ、山菜を使用した新商品の開発などを行っている。

### 伝統の味を守り抜く

きゃらぶき作りは、ふきの仕入れ、塩蔵(塩を使った貯蔵)、塩を洗う、2日間煮るといった工程があります。どの作業もふきの状態を見ながら行うため、作り方の感覚を身に付けるために、ひたすら父の作業を見て学びました。

ふきの具合を見ながら、適切なタイミングでかき混ぜるために釜の傍を離れられなかったり、その日の気温に合わせて薪の燃え方を調整したりと、大変なことも多いです。しかし、明治の創業以来、代々受け継がれた伝統の味を守るためには必要な作業で、長年大津屋のきゃらぶきをひいきにしてくださるお客さんを思えば、頑張ることができます。

また、美味しいということは大前提で安全・安心に配慮した食品をお届けするために、衛生管理にも気を付けています。

これからも日々勉強しながら、先代たちが残した伝統の味を守り続けたいと思います。



丹精込めてかき混ぜます



釜で炊くことがおいしさの秘訣



火加減の調整が重要です



大津屋こだわりの逸品

◇次回は「有限会社 頼住靴店」を紹介します

## 芸術の秋を楽しもう 伊勢原市民文化祭を開催

日ごろの芸能活動の発表、絵画や写真などの展示を通じて、地域の伝統文化や芸術にふれることができる絶好の機会です。皆さんも芸術の秋を楽しみませんか。

なお、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

☎社会教育課(中央公民館内) ☎93-7500

### 中央公民館

催事	日程	時間
作品展(絵画、盆栽、短歌、連句)	10/27(金)~29(日)	9:30~17:00
こども・親子華道展	10/28(土)・29(日)	(29日は16時まで)
伊勢原華道協会いけばな伝統文化こども・親子教室「公開活け込み」	10/28(土)、11/ 4(土)	9:30~
短歌大会	10/29(日)	10:00~16:00
作品展(書道、写真、工芸)	11/ 3(金)~5(日)	9:30~17:00
華道展	11/ 4(土)・5(日)	(5日は16時まで)
茶会	11/ 5(日)	10:00~15:00

市民文化会館 ☐は大ホールが会場

催事	日程	時間
剣詩舞舞踊大会	10/21(土)	13:00~16:00
箏・尺八演奏会	10/22(日)	11:00~15:30
新舞踊大会		12:00~15:30
郷土芸能発表会	10/28(土)	10:30~16:10
マジックフェスティバル		13:30~15:30
市民合唱祭	10/29(日)	13:00~15:40
民謡・民舞踊大会	11/ 3(金)	10:30~15:30
ハワイアン&フラフェスティバル	11/ 4(土)	13:00~15:40
吟詠吟舞のつどい	11/ 5(日)	10:00~16:00
いせはらフィルコンサート		14:00~16:00

### どなたでも参加できるイベント

催事	日程	時間	場所
黒松・真柏類の手入れの仕方	10/28(土)	13:00~15:00	中央公民館
ウクレレ・フラ教室		13:30~15:30	
抹茶体験	11/ 5(日)	10:00~15:00	中央公民館
マジック教室		13:30~15:30	

### その他の催し

催事	日程	時間	場所
菊花展	11/ 2(木)~9(木)	9:00~15:00	総合運動公園



## 令和6年度から 森林環境税が課税されます

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備や人材育成、木材利用の促進などに必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

令和6年度(令和5年中の収入)から、国内に住所のある個人に対して課税され、個人住民税均等割額と併せて1人年額1000円が課税されます※東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から年額1000円(市民税・県民税各500円)負担していた復興特別住民税は令和5年度で終了します

なお、従来から負担いただいている「水源環境保全税」(県民税)とは異なります。

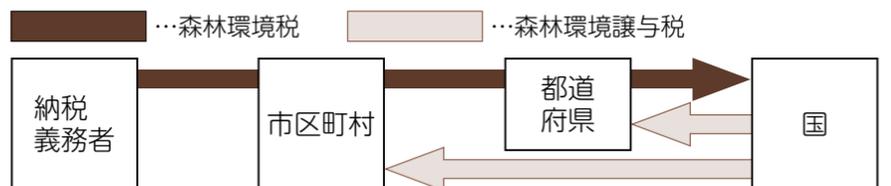
非課税基準など詳しくは、市ホームページ「暮らしのガイド」→「その他の税」、または右のQRコードからご確認ください。



市ホームページ

### 森林環境税の使い道

森林環境税は全額が「森林環境譲与税」として、国から各都道府県・市区町村に譲与されます。



※国から都道府県と市区町村に森林環境譲与税として譲与され、森林整備や人材育成、木材利用の促進などに利用します

### 森林環境税と個人住民税均等割額の課税額(年額)

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税	-	1000円
県民税	個人住民税均等割額	1500円	1000円
	水源環境保全税	300円	300円
市民税	個人住民税均等割額	3500円	3000円
	計	5300円	5300円

☎市民税課 ☎74-5429